

# 装置型式指定規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第175回会合において、「水素燃料電池二輪自動車等に関する協定規則（第146号）」が新たに採択されたことを踏まえ、この協定規則を採択することとしたほか、同会合において日本が既に採用している「座席ベルト取付装置に係る協定規則（第14号）」、「年少者用補助乗車装置に係る新協定規則（第129号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

<参考>協定規則（原文）については次のとおり。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_jun18.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun18.html)

## 2. 改正の概要

### （1）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 協定規則第146号の採択に伴い、燃料タンク取付装置を備えるものとして掲げる圧縮水素燃料自動車の範囲を改正する。
- ② 協定規則第146号に基づき認定された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等に備える燃料タンク取付装置は型式指定を受けたものとみなすこととする。
- ③ 協定規則第14号及び協定規則第129号が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

### （2）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等の燃料タンク取付装置に関し、細目告示別添118「圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準」を廃止し、協定規則第146号の技術的な要件を適用する<sup>※1</sup>。

※1 協定規則第146号と細目告示別添118の技術的な要件は同等。

- ② 協定規則第14号に対応する乗車定員10人未満の乗用自動車及び車両総重量3.5トン未満の貨物自動車の後列中央席に備える座席ベルト取付装置に関し、ベルト取付位置の寸法基準を変更する。

- ③ 協定規則第129号に対応するチャイルドシート<sup>※2</sup>に関し、自動車のシートベルトで固定する汎用型チャイルドシートの要件を新たに追加する。

※2 側面衝突基準に対応する等、従来のチャイルドシートよりも安全性が向上したもの

### （3）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

（2）②について、新型車は平成31年9月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

### （4）その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う。

## 3. スケジュール

公 布：平成30年12月28日

施 行：平成30年12月29日（協定規則第146号に係る規定については平成31年1月2日）

## 水素燃料電池二輪自動車に係る基準について(協定規則第 146 号関係)

## 【基準の概要】

協定規則第 146 号は、保安基準に既に規定されている水素燃料電池二輪自動車に適用される技術基準(保安基準細目告示別添 118、本改正において廃止)と同等の要件となっており、二輪自動車特有の事象にも対応。



## (主な要件)

## 1. 水素容器の損傷防止

水素容器表面への局所的甚大な損傷を防止すれば容器破裂は防止できると考えられるため、転倒時の耐擦過性及び外部からの衝撃緩和のための要件を規定。

容器付属品



例) 容器への直接的な衝撃が無いようにする



例) 水素容器等は車体フレーム内側に設置して保護

## 2. 水素容器の離脱防止

事故時に水素容器が車両から離脱することを防止するため、衝突事故を想定した加速度(①:  $\pm 426\text{m/s}^2$ 、②:  $\pm 617\text{m/s}^2$ )を加えたときに水素容器が車両に固定されていることを規定。



## 3. 容器安全弁作動時の水素排出方向

二輪自動車は火災遭遇時に車両が転倒している可能性があり、周囲の人が水素排出方向を判断できるよう、容器安全弁作動時の水素放出方向は車両正立状態における鉛直下向きに放出することを規定。

